学 校 職 員 \mathcal{O} 与 に 関 す る 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正す る 条例 をここに 公 布 す る

和 兀 年 七 月 八 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

玉 県条例 第三十 八 믉

学校 職員 \mathcal{O} 給与 に関 する 条 例 等 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す

(学校職員の 給 与に 関する条 例 \mathcal{O} 部改正

第 学校 職 員 \mathcal{O} 給与に関 す ,る条例 (昭 和三十 年 埼 玉 県 条 例 第三十三号) \mathcal{O}

部を次 \mathcal{O} ょ う に改 正する

に 改 第二条第 項 第 _ 号 中 第二十 八 条 \mathcal{O} 五. 第 項」 を 第二十二 条 \mathcal{O} 兀 第 項

項 を次 第六 \mathcal{O} 第五 よう に改 項及 \otimes び る。 第 七 項 中 そ \mathcal{O} 者」 を 当 該学校 職 員 に 改 \otimes 同

11 条例 該定 は、 とす 員 採用され 占めるも \mathcal{O} 年前 勤 間 第三条第三項 方 務 該 勤 公務員法 定 再 務 た学校職 時 \mathcal{O} 任 学 年 (以下 間 校 前 を 用 短 職 同 再 第二十二条 員で 条 時 任 \mathcal{O} 員 規定に 用 定 第 間 \mathcal{O} 勤 短 欄 年 同法第二十二条 務学校 項に に 時 前 再任 ょ 掲 間 \mathcal{O} げ 勤 規 り 兀 る基準 務学校 用短時 職員 定す 定 第 \otimes __ る 6 \mathcal{O} 項 職 勤 れ 属 給 \mathcal{O} 間 又 務 す た当該定年 料 員 勤 兀 は第二十二条 (に適用) 務学 第一 時 る 月 職務 額 間 項に で 校 \mathcal{O} 職 除 う さ \mathcal{O} 規定 ち、 れる 員 前 級 再任用 て に \mathcal{O} 給料 とい する 得 応じ 第二 五. た 第 う。 短 項 数 た 表 短 __ 額 を 時 \mathcal{O} \mathcal{O} 時 項 規定に 乗じ 間 に 定 間 \mathcal{O} 勤 年 \mathcal{O} 勤 務学 勤 前 務 て 定 務 料 \mathcal{O} に 校 時 り 任 月 職 ょ 職 当 用 額 を n

条 \mathcal{O} 一を 削 る。

下 を加え 校 員 \mathcal{O} 同項第二号 号中 者」 交通 第九 号 に \mathcal{O} \mathcal{O} 条の 号及 機 改 に 下 を 関 \otimes に 同 お 出 当該 改 中 等 び 項第二号 五. V し 第 て 「再任 第三号に 同項第三号中 以 たその 学校 \mathcal{O} __ 号及 項第 下 中 Ċ 用 職 改 ただ 者」を「算出した当該学校 短時 員 を「 お び次項において」 \otimes 「以下」 号中 V 交通 て 間 に 同 「その 書 改 項 勤 以以 中 0) を加え、 第 機 \otimes 務学校職 者」 下 下 以 関 号中 等 12 下 を この \mathcal{O} を加え、 員」を 第 下 「当該学校職 「その者」を \mathcal{O} 算 に 下 出 号 条に $\frac{1}{2}$ に L 「定年前 職 $\lceil \, \, \, \rfloor$ 同号 お た お \mathcal{O} 員 V 項 V \mathcal{O} 員 て て 「当該学 ただ から \mathcal{O} に 号に 者」 再任用 改め、 を加 し書 に 第三 に お を 改 11 一項ま 短時 校 中 え、 め、 て 算 職 相当する 員 出 間 以下」の 同条第二 で 以 同条第三 を 下 勤務学校 に 加 た当 に お え、 改 額 11 項中 め、 項第 下 7 **(**以 職 に

再 \mathcal{O} 任用 短 時 「当該 の 二 間 勤 学校 務学 校 項 職 職員 員 中 「第十二条 に 改 に め、 改 へめる \mathcal{O} 同 五. 条 第三 を 項 「第十二条の 中 再 任 用学校 五. 第二項各 職 員」 を 「定 年前

号中 二条の三第三号及び 禁 錮 を 「禁 が錮」に 第四号並 改 8 á_° び に 第 十 ·二 条 \mathcal{O} 兀 第 項 第 _ 号及 び 項 第

任用短 を 「当該 時 学 条 の 間 校 勤 務 職員」 五. 学校 第 項 職 に 員 改 中「この 8 に 改 同 条」を 8 条第二項 る。 各 号 \mathcal{O} 中 項 カュ \neg 再任 5 第 用学校 三 項 ま 職 で 員 に を 定年 そ \mathcal{O} 前 再

員 十二条 に 改 8 \mathcal{O} る 九 第二 項 中 「再任用学校 職 員 を 定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校

に、 校職員」 十二条の 再 に 任 改 用 め、 学 +校 同条中 (職員) \mathcal{O} 見 出 を「定年前 L 第 中 九条、 「再 任 __ を「第六 再任 用 学 用 校 短 職 時 条第三項 員 間 勤 を 務学 カコ 定 5 校 年 第 職 前 員 + 再 項 任 ま に 用 で 改 短 \otimes 第 る。 間 九 勤

則に

次

 \mathcal{O}

七項を加

える

8 たときはこ て 額とする は る最 当分 用 より 職 員 \mathcal{O} 考 12 別 員 初 \mathcal{O} 数 な \mathcal{O} 表 当該学校 適 間 \mathcal{O} \mathcal{O} れ を 規 第 属 用 兀 1 学校 を百 生 Ł 定 _ す さ 月 及び じ る 以 れ 日 \mathcal{O} 円 職 職 職 たときは لح る 下こ 12 す 員 務 給 員 別表第二に (附則第 る。 切 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 受け 級並 り 表 給 項 これ Ĺ 料 \mathcal{O} 及 る号給 げ に 給 び +月 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ るも を あ <u>項</u> 百 に 料 額 附 切 分 つて 同条第三項、 12 月 は 則第十 ŋ \mathcal{O} 額 お \mathcal{O} に とする。 は 応 捨 七 \mathcal{O} 11 当 心じた額 備考 て、 +該学 うち、 て 項 -を乗じ 特 五十円 に 2 校 お $\overline{}$ 第六 定日 第四 職 <u>こ</u>の 11 に 別表第三及 員 て て「給料 条第二 <u>ا</u> ح 項、 給 以 得 が 上百 六 料 た 給 料月 第六 + 表 額 11 . う。 項 \mathcal{O} 円 歳 表 **当** 未 額 項 備 び \mathcal{O} に \mathcal{O} 満 考 該 別 を計算す 及 規 達 備 表第四 を 額 『考」と び 定 以 \mathcal{O} L 適 端 に 第七 に た 用 数 ょ 日 いう。 さ を 五. 項 当 後 ŋ せ 生 当 +あ \mathcal{O} 該 に 円 規 0 お

- 9 前 項の 規 定 は 次 に 掲 げ る 学 校 職 員 に は 適 用 L な V
- ,校 時 員 的 及 び 任 非 用 常 さ 勤 れ \mathcal{O} る 学 学 校 校 職 職 員 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 律 ょ り 任 期 を 定 \emptyset て 任 用 さ n る
- 項 又 延 期間 は 第二項 さ (同条例第九条第一 \mathcal{O} 定年等 れ た 同 \mathcal{O} に 規定によ 条 例 関 第 する条例 六 条に り 項 地 又は第二項 規 方公務員法第二十 定 昭 す 和 る 五. + 職 の規定により延長さ を占 九 年 埼 \otimes る学 八 玉 条 県 の二第 校 条 職員 例 第 兀 ___ れ 項に 号) た期 規定 第 間 九 を含 す 条 る む 第 異
- 1 校 \mathcal{O} 定 年等 員 同 に 関 条 する 例第二条に規定す 条例 第 四条 第 る __ 定年 項又は 退 第二項 職 日 に \mathcal{O} お 規 11 定 て 前 に 項 \mathcal{O} n 規 定 が 谪 7

10

受ける 二項に 項に 職員 後 職 日 地 未 当 表 お 礎 お は す 料 員 附 \mathcal{O} **(教** 方 該 る。 学 則 お で 11 11 前 月 公 備 第 育 額 校 あ 7 額 て \mathcal{O} 給 日 11 務 に、 職員 月 八項 端 料 以下 考 委員会規 「備考 に 0 て 員 数を 当該 を適 差額 額 て、 表 法 \mathcal{O} \mathcal{O} لح 五 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 規 適 生 + 学 う 相 備 備 \mathcal{O} 動 定によ 当額 考適 項に ち、 さ 用 じ 円 考 校 則 料 日 該 で定め を適用 せ 前 た 未 職 月 他 八 満 基 とき 員が 特定 用 とい て お 額 \mathcal{O} 条 支給す 礎 لح 前 り \mathcal{O} 1 を 職 \mathcal{O} る学 給 う。 11 特 当該学校 は 端 受 T 計 日 L \sim . う。 定日 数 な け 算 料 $\overset{\sim}{\smile}$ に \mathcal{O} 備考 る 校 月 れ す 附 降 を VI 7 兀 $\overline{}$ 給 職 額 を百 生 ŧ 任 Ł る 則 \mathcal{O} 11 項 職 適 を 料 員 じ た 場 第 前 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 12 たとき 給料月 とする。 給料 を除 用 月 員 合 を と 円 と 八 日 規 の受け する ż 額 に 前 V に 項 定 カュ との < う。 切 特 れ として支給 は 5 \mathcal{O} す はこ 引き ŋ 定 た 額 規 る 差 る 給 定 日 日 他 額 給 には、 げ れ に 給 続 に 料 に \mathcal{O} 達 に 料 る を 百 \mathcal{O} 以 料 表 ょ き 同 す 相 月 t 切 分 給 月 \mathcal{O} り 下 \sim 額 る 当 な ŋ 備 額 当 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 当 \mathcal{O} --- 分 該 す \mathcal{O} 11 لح 捨 七 月 考 \mathcal{O} \mathcal{O} 降 (差 る ほ \mathcal{O} ことと す て、 十を乗じ 額 と を 学 項 任 間、 る。 を計 額 額 か 適 校 料 及 等 11 五. 用 職 表 び をさ 相 う。 算す 当 な 以 + 員 附 以 特 \mathcal{O} 考 $\overline{}$ な 下 定 下 T \mathcal{O} 適 則 学 以 る 受 用 適 日 が た は 用 \mathcal{O} 以 た け \mathcal{O}

- 11 合に 項 る \mathcal{O} \mathcal{O} 第 前 は とす 六 最 中 \mathcal{O} 項 高 条 合 0 $\hat{\boldsymbol{\delta}}_{\circ}$ 第二 の号 規定に 給 月 計 額 考 料 額 項 適用 給 表 が 第 と当 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} ょ る給料 \mathcal{O} 規 前 六条第二項 料 該学 考 定 基礎 月 を に 適 校 額 月 ょ \mathcal{O} 料 を超える場 用 職 額 り 額 と当該 員 を 当該学校 月 \mathcal{O} L 計算す ハの受け な 額 規 と備 定 11 ŧ に 給 合 職 考 ょ \mathcal{O} る る 料 12 給料 場合 員 と 適 ŋ を支給され す お 当該学校 用 \mathcal{O} ける前 る。 12 属 前 月 は、 す 額 特 る 定 $\widehat{\mathcal{Z}}_{\mathcal{O}}$ 項 職 職 日 る \mathcal{O} 務 給 員 学 料 規 する 給 表 \mathcal{O} 料 \mathcal{O} 校 定 属 料 級 月 \mathcal{O} 職 \mathcal{O} 月 備 に 額 す 員 適 額 考 お る \mathcal{O} 用に 職務 受け け لح を 適 る最 あ 0 用 る 算 る \mathcal{O} 1 す 高 \mathcal{O} て る な は \mathcal{O} 묽 場 月
- 12 教育委員会規 \mathcal{O} 異 \otimes 0 適 動 用 て 5 7 日 を受け 支 れ \mathcal{O} る学校 給 同 前 則 項 日 で \mathcal{O} る カュ 学校 定 職 5 定 員 \otimes 引 に に 職 る き続き給 員に ょ は る 当 給料 限 ろ 分 に り 料 \mathcal{O} ょ を支給さ 表 間、 り、 附 \mathcal{O} 則 適 当該学校職員 第十 前 用 二項 れる学校 を受ける学校 -項に \mathcal{O} 規定す 規 定 職 \mathcal{O} 員と に 受け る学校 準じ 職員 \mathcal{O} る給 権 て 算出 職 附 員 則 上 月 必 を除 第 額 た 要 八 \mathcal{O} 額 が 項 ほ を \mathcal{O} カュ 規
- 13 規 さ 定 れ 第 る学 \mathcal{O} 適 項 校 用 又 職 を は 受 員 前 け لح 項 \mathcal{O} る \mathcal{D} 学校 権 規 衡 定 上 職 に 必 員 ょ 要が で る あ 給 あ 9 料 を支 る て لح 認 任 給 用 \otimes さ 5 \mathcal{O} n 事 れ る 情 学 る 学 を 校 考 校 職 慮 職 員 員 以 に て 外 は 当 \mathcal{O} 該 附 当 則 分 第 \mathcal{O}

より、 当該学校職員の受ける給料月額のほか、 前三項の規定に準じて算出 した額を給料として支給する。 教育委員会規則で定めるところに

14 月額、 行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附則第八項から前項までに定めるも 附則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの \mathcal{O} のほか、附則第八項の規定による給料 規定の施

る。 再任用短時間勤務学校職員」 別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」 に改め、 同表再任用学校職員の欄を次のように改め を「定年前

定年前 再任用 短時務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	234, 000	274, 300	303, 000	331, 100	415, 200

再任用短時間勤務学校職員」 別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中 に改め、 同表再任用学校職員の欄を次のように改め 「再任用学校職員」 を「定年前

定年前用短野務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	P.
	225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200

別表
第二
再
任
用当
子
仪啦
職員
以
以外の学校で
0)
字
校
職昌
見の
校職員の欄中
中
「再任甲
任
用
学
校
職
員
を
$\overline{}$
定
年前
前

再任用短時間勤務学校職員」 に改め、 同表再任用学校職員の 欄を次のように改め

る。

| 基 準
給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 188, 700 | 215, 300 | 243, 500 | 256, 900 | 282, 100 |

る。 再任用短 别 表第四再任用学校職員以外の学校職員 時 間 勤務学校 (職員) に 改 め、 同 表 再 0 欄中 任用学校 「再任用学校職員」 (職員の 欄を次 0 ように改め を「定年前

定年前 再任用 短時間 勤務学

校職員

定年前 用短時間 勤務員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	F.
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

(義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別 措 置に 関する条例 \mathcal{O} _ 部改

 $\underline{\mathbb{E}}$

第二条 和 四十六年埼玉県条例第八十号) 義務教育諸学校等 \mathcal{O} 教育職員 \mathcal{O} \mathcal{O} _ 給与等 部 を 次 E \mathcal{O} 関する ように 改正する 特 別措置に 関する条 例 昭

第二条第二項中 「第二十 八条の 五. 第 __ 項」 を 「第二十二条の 兀 第 項」 に 改 8

則を附則第一 項と 同 項に 見出 しと て \neg (施行期日) を 付 附 則 に

次の一項を加える。

2

 \mathcal{O} (学校 給与 に 員 関 \mathcal{O} 給与 する 特 に 別措 関する条 置に 関 例 する条例 \mathcal{O} 部 改 Ī 関 に する 伴 う義務教育諸学 経過 措 置) 校等 \mathcal{O} 教 育 職 員

義務教 合計 適用 給与 額 附 に 則 育 条 0 とする 第十項、 例 諸 11 学校等 て 附 は、 則第 第十二 これら の教育 +項、 \mathcal{O} 職 項又は第十三項の 第十二項又は第十三項 員 規 定 K 中 対 する第三条第 「給料 月 額 規定により とあ _ 0 項 及 規 定に る 支給さ \mathcal{O} び は、 第四 よる れ 条第二項の 給料を支給 \neg る給料 給料 月 額 \mathcal{O} 額 規 さ 定 れ \mathcal{O} る

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 号) \mathcal{O} 学校職 一部 を次 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 勤務 ように改 時 間、 正 す 休 \hat{z}_{\circ} 暇等 に関する条 例 伞 成七年 · 埼 玉県条例第二十

条 一項」に、 再任用 の六第一項若し 第三条第三項 短 時 「同法第二十八条の五第一項」 間勤務職 中 くは第二項」 「第二十八 員 を「定年前再任 条の を「第二十二条 四第一 項、 用短時 を 「同 第二 \mathcal{O} 間勤務職員」 法第二十二条 + 四第一項 凣 条 0 文は 五. 第 0 に 第二十二条の __ 改め 四第 項 又 る 一項」 は 第二 に 五. 第

務 号並 職員 第四条第 び に 第十八条 改 項ただし書及び第二項ただし 8 る の二中 「再任用短時間勤務職員」 書、 第 五. 条第二項、 を「定年前 第十三条第一 再任用短時 項第

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 四条 校 職 員 \mathcal{O} 特 殊勤務手当に 関 する条例 平 成十一 年埼玉県条例第三十号)

の一部を次のように改正する。

る。 に改め、 項」 の六第一 八条の に、 項若 同条中 同 見出 法 第二十 「第二十八 中 は 「再任 第二項」 八条 条 用 \mathcal{O} 短時 五. を \mathcal{O} 第一 兀 「第二十二条の 第 間 項」 勤務 項、 職 を 員 第二十八条の 「同法第二十二条の を 兀 「定年前再任用 第一項又は第二十二条の 五第 四第一 項 短 又は 時間勤務職員」 第二十 項」 五. 改 第一 八条 8

(会計年 度任 用学校 職 員 \mathcal{O} 報 酬 等 に 関す る 条例 \mathcal{O} _ 部 改 正

五条 会計年度任 用 学 校職 員 \mathcal{O} 報 酬 等に 関 する条 例 (平成三十 __ 年埼 玉県 例

一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第 号 中 「第二十 条 \mathcal{O} 五. 第一 項 を 「第二十二条の 兀 第 項 に 改 8

る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

- 校 職 員 \mathcal{O} 与 12 関 す る 例 \mathcal{O} 部 改 正 伴 う 過 置
- 2 部 と 給 を 与 11 改 う L 正 な 例 す \mathcal{O} 附 る 規 لح 法 定 則 11 第三条 う 律 に ょ 令 る 第 附 和 改 五 三 則 正 項 年 第 後 又 法 八 \mathcal{O} は 律 項 学 第 第 カュ 校 六 職 六 6 項 +第 員 $\dot{\Xi}$ + \mathcal{O} \mathcal{O} 号。 規 兀 給 項 与 定 に 次 ま に で 関 ょ 項 に り \mathcal{O} す 規 お る 勤 務 定 条 11 て は 例 て 令 地 11 る 和 方 下 学 三 公 校 年 務員 職 改 員 正 法 校 法 職 \mathcal{O} は 員
- 規 条 給 う 下 る 年 れ 合 ら とす 5 定す 例 料 ŧ 法 を を含 暫定 5 \mathcal{O} 関 規 月 \mathcal{O} 律 を \mathcal{O} \mathcal{O} 11 項 第二百 う。 規 定 再 で す 令 額 む 同 る 含 以 る条 定 を 任 は、 条 給 あ カン 和 を令 料 下 以 令 用 兀 例 る 5 例 附 年 六 和 学 表 当 下 第 t 第 +暫定 又は 和三 第五 三年 六 埼 該 同 校 \mathcal{O} 則 \mathcal{O} 十 二 学 定 条 と 第 玉 職 _ 号) 第 年 県 校 再 年 条 L 第 改 七 員 条 た場 _ 項ま 条 職 任 七 改 第 正 前 項 再 又 例 員 用 \mathcal{O} 条 正 法 令 第二十二条 _ 第三 第 任 合 で は が 短 5 法 項 附 \mathcal{O} 和 用 第 若 職 時 規 に に 5 附 則 三 _ 十三 + 定 短 適 お 間 暫 項 則 第 年 員 若 に 時 用 0 勤 定 第 < 改 11 九 条 号) 定年 条第三 間 務学 \mathcal{O} 再 九 は第三 ょ さ 7 正 第 勤 れ 兀 任 条 法 り < _ 当 務 定 _ 第 等 校 第 用 第 る は 附 学校 年前 学 項 学校 第三 三項 項 該 に 職 項 _ _ 則 学 校 \mathcal{O} 条 関 員 項に \mathcal{O} 第 規 規定に 職 職 職 再 \mathcal{O} す 項 校 \mathcal{O} 第 兀 定 規 定 六条 員 る条 とい 員 規 職 員 任 規 \mathcal{O} 条 に 定 で 定 用 規 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 ょ う。 に 第 欄 に 例 す 地 定 ょ 給 短 \mathcal{O} __ 1) よる 等 る短 方 与 時 に ょ 項 属 に り 採 $\overline{}$ 項 掲 公 読 若 す に 間 \mathcal{O} ょ り 用 時 務 読 若 改 4 る げ 関 勤 _ を り さ 除 員 職 る す 務 正 部 間 採 4 替 L < れ 学校 る条 務 基 後 を 勤 法 用 替 < え 11 は た学校 た学校 準 改 て \mathcal{O} \mathcal{O} 務 さ え は 第 第二 適用 給 例 職員 職 正 昭 れ 級 て \mathcal{O} 料 に 第 員 す 職 和 適 た 項 学 用 す 応 月 Ŧī. る 職 を 項 \mathcal{O} 定 員 +لح 等 占 じ 額 す る 以 五. 年 \mathcal{O} た \mathcal{O} 8 n \mathcal{O}
- 時 間勤 規定 地 ١ 方 す 務 時 項 す 公 学 る 間 \mathcal{O} る 務 校 規 育 員 で 除 定 職 児 لح \mathcal{O} 員 短 育 に あ 時 7 ょ る を 児 除 間 ŋ \mathcal{O} 休 定 業等 は 勤 た 11 数 \emptyset た 務 学校 を 5 を に \neg 乗 れ に L 関 た 職 7 す て 当 学 員 る 11 得 該 校 12 る 法 た 学 職 対 律 額 校 員 暫 す 職 定 平 る と \mathcal{O} す 員 勤 前 再 成 る 任 三 務 項 \mathcal{O} 勤 時 用 年 \mathcal{O} لح 間 規 学 法 務 校 す 時 定 律 る 間 職 第 休 \mathcal{O} を 暇 適 員 百 用 口 等 \mathcal{O} + 条 に に う 号) 第 関 5 0 す 11 暫 __ 項 7 定 る + に 条 は 再 規 任 例 定 第 用 同 す 項 短 項
- 5 間 定 再 員 員 員 暫 が 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 暇 用 定 再 年 与 短 任 時 掲 前 用 に に 間 げ 関 再 短 関 す 勤 す 任 る 時 務 基 る る 用 間 学 条 条 進 短 勤 例 校 例 時 務学 第三条 職 第 間 料 勤 校 員 月 五. 条 務 職 \mathcal{O} 額 第三 属 に 学 員 \mathcal{O} す う 規 校 \mathcal{O} 職員 項 る 5 定 給 職 す 料 \mathcal{O} 規 務 で 月 同 る 定に 給 額 \mathcal{O} 条 あ 料 級 例 は る ょ 12 第 表 ŧ 当 応 六 n \mathcal{O} \mathcal{O} 定 条 定 該 U と た 第 年 暫 8 L た場 額 前 5 定 項 れ に 再 再 た \mathcal{O} 任 合 任 当 学 規 用 に 用 該 校 定 短 適 短 暫 時 用 に 時 定 間 員 さ 間 勤 再 \mathcal{O} 1) れ 勤 当 務 る 務 学 該 学 用 校 短

て す 員 \mathcal{O} 間 を 同 項 に 規 定 す る 勤 務 時 間 で 除 7 た を

- 6 7 \mathcal{O} 定 五. 学 校 再 第 任 項 用 員 \mathcal{O} 短 \mathcal{O} 給与 規 時 定を 間 に 勤 適用 関 務 す 学 る 校 す る 条 例 員 は + 定 条 \mathcal{O} 年 兀 前 第 再 _ 任 項 用 及 短 び 時 新 間 学 勤 校 務 職 学 員 校 給 与 員 と 例 第 な 九
- 7 員給 定 与 再 任 例 用 第 学 + 校 $\stackrel{\cdot}{=}$ 条 員 *の* <u>-</u> は、 第三 定 年 項 前 及 再 CK 任 第 用 + 短 間 \mathcal{O} 勤 九 第二 学 校 項 職 \mathcal{O} 員 規 定 7 を な 適 L 用 す 校
- 8 لح \mathcal{O} れ 定 V 則 う。 年 第三 間 額 る 場 前 勤 与 \mathcal{O} 校 $\overline{}$ に 合に 職 再 項に規定 算 学 定 任 _ 関 員 校 す 給 用 に お る条 短 職 係 け 与 す 員 条 時 同 る る 項 例 同 例 る 勤 間 暫定 等 勉 第 勤務学校 第二号中 と 項 \mathcal{O} あ \mathcal{O} 手 +<u>-</u>二条 規定 再 当 る 任 部 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 用 を は \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 「定年前 員及 学 改 適用 \mathcal{O} 五. 「定 正す 校 同 第 年 び 職 に 条 __ 第 暫 員 前 項 再 る 0 定再 条例 任 再 い 二項各号 \mathcal{O} (次号に 用短時 任 学 7 任用学校 用 は 校 **令** 短 職 和 お 間 時 に 員 同 兀 11 間 項 掲 に 勤 年 務学校 て 第 暫定 げ 職員」とする 勤 埼 「暫定 務学 る 玉 学 再 号 県 校 職 校 任 中 再 条 職員 員 職 用 任用学 例 定 員 学 第三十 及 年前 校職 \mathcal{O} あ \mathcal{U} 区 校 学 再 る 分 員 職 任 が 0 員 号) 用
- 10 育委員 与条 項ま 学 前 校 七 例 で、 職 項 会規 に定め 員 第 六 第 \mathcal{O} 条第五 則 給 九 条、 で定 与に る ŧ 関 \Diamond 第 項 \mathcal{O} 及 す 九 \mathcal{O} び 条 る ほ 条 第 \mathcal{O} か、 例 七 六 暫定再 項 第 第 六条第三 \mathcal{O} 規定 +任 条の は 用 並 項、 学校職員に関 暫 定再 第 び に 兀 任 項、 第十条の三並 用学校職員に 第 L 六 必 項及 要な事項 CK \mathcal{U} は 第 適用 新学 は 八 項 しな 校 埼 か 玉 5 い 第

(学校 員 \mathcal{O} 勤 務 間 休 暇 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 過

11 時 校職 11 暫定 う。 間、 員 勤 務 暇 第三条第三 用 時 等 短 間 に 時 関 条 間 例 す 勤 る条 項に規定 \mathcal{O} 務 規定を適用 学校 例 職 以 する 員 下 は す 定 る 年 第 \mathcal{O} · 前 項 \equiv 条 再 に 任 お \mathcal{O} 用 規 11 定 短 て に 時 新 間 ょ 勤 学 る 校 改 務 職 職 正 員 員 後 لح 勤 \mathcal{O} 4 務 学 な 時 校 間 職 T 条 員 例 \mathcal{O} 新

校 職 員 \mathcal{O} 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __ 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

12 \mathcal{O} 五. 11 勤 暫定 務手当 う。 第 す 勤 再 項 任 に \mathcal{O} \mathcal{O} 用 規 関 職 八 短 定 条 を す 時 占 に に る 間 ょ 規 条 8 勤 定 例 る り 務 する 採 Ł 学校職員 用 \mathcal{O} لح さ 地 下 4 れ 方 た \mathcal{O} な 公 は 職員 務員 項 第 に て 法 お 兀 で 同法 第二 条 新 1 学 \mathcal{O} 7 第二十 十二条 校 規 新 定 職 に 学 員 校 特 ょ \mathcal{O} 条 兀 職 殊 る 第 員 勤 \mathcal{O} 改 特 務 兀 正 手 第 項 殊 後 当 又 勤 \mathcal{O} 項 は 務 第二十 に 手 校 例 当 規 \mathcal{O} 定 規 定 \mathcal{O}